

まちづくり市民会議 第2回定例会議事録

■日 時	2007年8月3日（金） 午後6時30分～午後8時50分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委員16名 福島会長、田部副会長、相沢、荒井、内田、浦野、 神谷、後藤、境野、佐々木、高橋、西村、早川、原澤、 宮越、森尻 太田市4名 八代課長、田中企画係長、高田、奥川 ※欠席委員4名 天笠、岩崎、岡部、栗原

【概要】

1. 会議の目的

- ・本質的なまちづくりを議論するため、課題やテーマを整理する。
- ・議論の方法や今後の具体的なスケジュールを決定する。
- ・各委員の市民会議に対する考え方を共有し、方向性を集約する。

2. 会議の内容

（1）まちづくり市民会議設置要綱について

●「設置要綱修正案」の説明

- ・第1回定例会で保留となっていた第3条の「所掌事務」について、事務局が修正案を提示した。

＜修正案は以下のとおり＞

- ・第1号の文言を「まちづくりに関すること」から「まちづくりに対する提案及び取組みに関すること」に修正する。
- ・第2項として、市民会議が市長へまちづくりの提案などを行った場合、その結果を市民会議に報告する規定を追加する。

※本修正案にて了承を得た。

（2）希望テーマの設定について

＜希望テーマについての相互理解の促進＞

- ・委員相互の理解を深めるため、6月末までに提出した希望テーマに基づき、各委員がまちづくりに関する考え方を述べた。（1人2分程度）
- ・その後、会長が希望テーマについて、その内容から2つに分割できることを説明した。

＜希望テーマの要約＞

●「各委員提出希望テーマ一覧表」（会長私案）の説明と集約

- ・各委員提出希望テーマを次の２つに集約することを提案した。
 - ①安全・安心・利便性のあるまちづくり
 - 高齢者にやさしいまちづくり
 - 情報共有化のできるまちづくり
 - ②健康づくり活動のやりやすいまちづくり
 - 健全な子供たちを育むまちづくり
 - 環境改善・環境整備を推進するまちづくり
 - 伝統文化を継承するまちづくり
- ・以上２つに分割した希望テーマに基づき、２つの小委員会を立ち上げ、まちづくり基本条例を見直し検討する小委員会と併せ、全部で３つの小委員会を設置する。

＜希望テーマ要約の理由＞

- ・多岐にわたる希望テーマの内容から、委員全員で議論を進めていくのは困難であり、今後の議論を効率的に進めるため小委員会を設置するものとする。
※その後、意見交換を実施し、３小委員会にて検討を進めることด้วย承された。

（３）今後のスケジュールと進め方について

●「今後の進め方（案）」の説明

- ・各委員は最低１つの小委員会に所属し、複数の小委員会への参加は可能とする。
- ・各小委員会において、委員長と副委員長を各１名選出する。
- ・小委員会で議論するテーマや議論の方法は、小委員会ごとに改めて協議し、決定する。
- ・各小委員会は、定例会や全体会議で進捗状況などを報告する。
- ・提言書作成とは異なる具体的な行動を伴うまちづくりの取組みも、各小委員会で実施の可否を含め協議する。

●「タイムスケジュール（案）」の説明

- ・市長への提言書提出を２００９年（平成２１年）の２月から３月に予定していたが、委員任期中に市長から提言の回答を得るため、提言書の提出時期を早める。
※事務局で提出時期を再度検討し、市民会議に提案する。

●「小委員会意見用紙」の説明

- ・議論を効率的に進めるため、小委員会開催前に事務局に意見用紙を提出し、活用する。

●「会議開催予定日一覧表（案）」の説明

- ・小委員会は、事務局との連絡調整を考慮し、週始めや週末を避けた原則として火曜日に開催する。
- ・「まちづくりの提案」を担当する2つの小委員会は、「第1・第2火曜日」に、「まちづくり基本条例の見直し検討」を担当する小委員会は、「第3火曜日」に開催するが、メンバーの了承が得られた場合、開催曜日は変更可能とする。

●「小委員会希望用紙」の説明

- ・希望する小委員会について、8月17日（金）までに事務局へ連絡する。
- ・事務局は、小委員会メンバー一覧表を作成し配付する。

【委員の主な意見】

- ・議事録をインターネットなどで公開し、市民の意見を募る方法も考えられる。
- ・まちづくり基本条例については「行政や議会の取組み」「制定に携わった検討委員の条例に対する評価」「制定後の環境変化」などの検証や、条例に対する「市民の反応」などの調査を必要とする。
- ・まちづくり基本条例の見直し検討は、当該条例が市の憲法に当たるため、定例会において「委員全員で検討」する方法や、小委員会で検討する場合でも会長、副会長やまちづくりの提案を担当する小委員会委員長などの「責任者が検討」する方法なども考えられる。
- ・「まちづくりの提案」を「まちづくり基本条例の見直し検討」とリンクさせ、最終的に条例を修正する方法も考えられる。

（４）その他

- ・メールアドレスを事務局に連絡した委員には、意見用紙などの様式を送信する。
- ・委員同士の連絡を円滑にするため、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを掲載した一覧表を作成する。